

○江東区延長保育事業費補助要綱

平成 11 年 3 月 9 日

江厚保発第 562 号

改正 平成 12 年 1 月 24 日江厚保発第 471 号
平成 12 年 3 月 23 日江厚保発第 590 号
平成 13 年 1 月 30 日江厚保発第 484 号
平成 14 年 3 月 20 日江厚保発第 701 号
平成 14 年 3 月 29 日江厚保発第 800 号
平成 15 年 3 月 31 日 14 江子保第 1358 号
平成 15 年 6 月 16 日 15 江子保第 304 号
平成 16 年 3 月 22 日 15 江子保第 1197 号
平成 17 年 3 月 10 日 16 江子保第 1202 号
平成 18 年 3 月 31 日江子保第 1528 号
平成 19 年 3 月 30 日 18 江子保第 2543 号
平成 22 年 3 月 26 日 21 江子保第 3801 号
平成 27 年 4 月 1 日 27 江こ保第 2943 号
平成 29 年 4 月 1 日 29 江こ保第 839 号
令和 7 年 1 月 27 日 6 江こ保第 1512 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、江東区が、保護者の就労形態の多様化及び通勤時間の増加等に伴う保育所の時間延長の需要に対応する延長保育事業を行う区内の認可民間保育所に補助を行うことにより、児童福祉の増進を図るため、必要な事項を定めることを目的とする。

(補助対象)

第 2 条 この要綱による補助対象は、次の条件を満たす区内の認可民間保育所（以下「実施保育所」という。）とする。

- (1) 平均受託児童数 原則として 1 日当たり 6 名以上とする。ただし、6 名に達しない場合においてもその状況を考慮の上補助の対象とすることができる。
- (2) 実施期間 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年間とする。ただし、

江東区保育所条例（昭和36年3月江東区条例第9号）第8条に定める休日を除く。

(3) 延長時間 11時間の開所時間の前後において、更に1時間以上の保育を実施する時間とする。

(4) 保育料 区立保育所の延長保育料に準ずる。ただし、2時間延長保育料については、1時間延長保育料の2倍とする。

(5) 事業の実施

ア 事業を担当する保育士を2名以上配置する。また、受託児童数に応じて適正な職員の配置を行う。ただし、事業の実施時間内において、次に掲げる実施保育所に応じ、次に定める者を保育士とみなすことができる。

(ア) 私立保育所（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条第4項の規定により設置されたもののうち、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第31条第1項又は附則第7条の規定により区の確認を受けたものをいう。） 東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則（平成24年東京都規則第47号）附則第11項から第14項までの規定に準じて配置する、保健師、看護師、幼稚園教諭、小学校教諭及び養護教諭並びに区長が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者

(イ) 幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園のうち、子ども・子育て支援法第31条第1項の規定により区の確認を受けたものをいう。）

東京都幼保連携型認定こども園の学級の編成、職員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則（平成26年東京都規則第151号）附則第8項から第11項までの規定に準じて配置する、保健師、看護師、小学校教諭及び養護教諭並びに区長が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者

(ウ) 地方裁量型認定こども園（東京都認定こども園の認定要件に関する条例（平成18年東京都条例第174号）第3条第3号に規定する地方裁量型認定こども園のうち、子ども・子育て支援法第31条第1

項の規定により区の確認を受けたものをいう。) 東京都認定こども園の認定要件に関する条例施行規則(平成18年東京都規則第299号)附則第2項の規定に準じて配置する、保健師、看護師及び区長が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者

- イ 受託児童に対して適宜間食等を提供する。
- ウ 日々の受入れについて、需要に応じて弾力的に対応する。

(補助事業)

第3条 この要綱における補助事業は、実施保育所が行う延長保育事業に係る運営費とする。

(補助の決定)

第4条 実施保育所が、補助を受けようとする場合は、事前に江東区延長保育事業費補助申請書(別記第1号様式)により、受託児童数、事業計画等を区長に提出しなければならない。

2 区長は、前項により提出された書類を審査し、第2条の条件を満たすと認めるときには、速やかに補助を決定し、江東区延長保育事業費補助決定通知(別記第2号様式)により、申請した実施保育所に通知するものとする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、延長保育事業にかかる経費として別表に定める常勤保育士及び非常勤保育士の雇用経費並びに受託児童数に応じた加算額(以下単に「加算額」という。)の合計額(以下単に「合計額」という。)から次に掲げる金額を減じた額とし、予算の範囲内で交付する。

- (1) 実施保育所が受託児童の保護者から徴収した保育料
- (2) 合計額に特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等(平成27年内閣府告示第49号。以下「内閣府告示」という。)第1条第30号に規定する加算調整部分に応じた割合を乗じて得た額(土曜日を開所していない実施保育所に限る。)
- (3) 合計額に100分の10を乗じて得た額(第2条第5号アただし書の規定により、保育士以外の者を配置している実施保育所に限る。)

(請求の手続き)

第6条 実施保育所は、各月10日までに請求書（別記第3号様式）を区長に提出し、補助金の交付を受けるものとする。

2 前項の請求書には、各月の実績に基づき、江東区延長保育事業実施状況報告書（別記第4号様式）を添付するものとする。

3 補助金の交付を受けた実施保育所は、当該年度の実績を江東区延長保育事業実績報告書（別記第5号様式）により翌年度の4月28日までに区長に報告するものとする。

（遂行命令等）

第7条 区長は、第4条により補助金の交付を受けている実施保育所がこの要綱に従って事業を遂行していないと認めるときは、これを遂行するよう指示するものとする。

（目的外使途の禁止）

第8条 この要綱に定める事業の実施に要する経費について、実施保育所はこの要綱に定める目的以外に使用してはならない。

（交付決定の取消し）

第9条 区長は、実施保育所が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金を他の目的に使用したとき。

(3) 補助金の交付決定の内容若しくはこれに付した条件又は法令に違反したとき。

2 区長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、江東区延長保育事業費補助決定取消通知書（別記第6号様式）により、実施保育所に通知する。

（補助金の返還）

第10条 区長は、前条の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に実施保育所に補助金を交付しているときは、期限を定めて補助金の返還を命じなければならない。

2 前項の規定による補助金の返還に係る違約加算金及び滞滯金の取扱いにつ

いては、江東区補助金等交付事務規則（平成20年3月江東区規則第24号）に定めるところによる。

（経理）

第11条 この補助金の交付を受けた実施保育所は、この補助金に係る予算及び決算の関係を明らかにした書類を作成し、保管しなければならない。

（調査指導等）

第12条 区長は、必要に応じてこの補助金の使途について調査指導し、報告を求めることができる。

（委任）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、こども未来部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成11年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成14年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。ただし、別表中の算定単価にかかる改正規定は、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、決定の日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の際、この規程による改正前の江東区延長保育事業費補助要綱の別記様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

別表（第5条関係）

項目	算定単価		備考
	1時間延長	2時間以上延長時の 1時間当たり追加単 価	
常勤保育士	457,330円	57,100円	処遇改善等加算の加算率 基礎分が12%以上の場 合
	449,210円	56,100円	処遇改善等加算の加算率 基礎分が9%以上12% 未満の場合
	441,090円	55,100円	処遇改善等加算の加算率 基礎分が6%以上9%未 満の場合
	424,850円	53,100円	処遇改善等加算の加算率 基礎分が6%未満の場合
非常勤保育士	52,230円	6,500円	要非常勤保育士数1人当 たり単価
加算額	5,000円	600円	児童1人当たり単価

備考

- 1 算定単位は、月額とする。
 - 2 常勤保育士の雇用経費は、内閣府告示第1条第21号に規定する処遇改善等加算Ⅰの加算率基礎分に応じた単価を適用するものとする。
 - 3 加算額については、利用状況を考慮し、次の単価算出根拠により予算の範囲内で決定する（今年度の常勤保育士算定単価／前年の常勤保育士算定単価）。
 - 4 2時間以上延長時の1時間当たり追加単価については、1時間延長単価を8で割り返した金額（100円未満切捨）を適用するものとする。
- 5 「要非常勤保育士数」の算出方法
- (1) 各月の経理年齢別利用児童数により以下のとおり基礎数値を算出する。
$$[0\text{歳児数}] \times 3 + [1\cdot 2\text{歳児数}] \times 1.5 + [3\text{歳以上児数}] = \text{基礎数値}$$
 - (2) 基礎数値により以下のとおり要非常勤保育士数を算出する。
 - ア 基礎数値が16以上の場合
$$(\text{基礎数値} - 15) \div 15 = \text{要非常勤保育士数} \text{ (小数点以下切上げ)}$$
 - イ 基礎数値が16未満の場合
要非常勤保育士数は1名とする。
 - (3) 各月の3歳未満児（経理年齢）の利用児童数が20人以上の場合は、要非常勤保育士数に更に1名を加えるものとする。
 - (4) 2時間以上延長を実施している場合は、追加時間1時間毎に(1)から(3)までの計算を行い、各追加時間の要非常勤保育士数を算出するものとする。

別記第1号様式(第4条関係)

江東区延長保育事業費補助申請書

年　月　日

江東区長殿

保育所名_____

代表者名_____

本保育園は、 年度において、下記のとおり延長保育事業を実施いたしますので、
当該事業にかかる運営費の補助を申請します。

記

1 受託予定児童数 延_____人

2 延長時間
(①又は②に○)
① 1時間

② 2時間

3 事業の実施方法
(1) 受託児童は、保護者が長時間就労等の理由により、
通常保育時間を超えて、保育を必要とする児童の中
から、園長が定める。
(2) 当事業を実施するため、2人以上の保育士を配置す
る。
(3) 受託児童に対して、適宜、間食等を提供する。
(4) 日々の受入れについて、需要に応じて弾力的に対応
する。

4 保育料の徴収
受託児童の保護者より、江東区の定めた延長保育料に準
じた保育料を徴収する。

別記第2号様式(第4条関係)

第 号
年 月 日

殿
江東区長

江東区延長保育事業費補助決定通知

年 月 日付で申請のあった 年度江東区延長保育事業にかかる運
営費について、下記のとおり補助を決定します。

記

1 補助金の交付

江東区延長保育事業費補助要綱第6条に定める手続きにより、保育所から提出される請求書(別記第3号様式)及び実施状況報告書(別記第4号様式)に基づき、補助金の交付を行うものとする。

2 その他

- (1) この補助金は、上記要綱に定める目的以外に使用してはならない。
- (2) 区長は、実施保育所が上記要綱に従って事業を遂行していないと認めるときは、これを遂行するように指示するものとし、その指示に従わない場合には、補助金の交付を一時停止することができる。
- (3) 区長は、必要に応じてこの補助金の使途について調査指導し、報告を求めることができる。

請 求 書

年 月 日

江 東 区 長 殿

保育所名 _____
代表者名 _____ 印

金額	百	十	万	千	百	十	円
----	---	---	---	---	---	---	---

年度 月分江東区延長保育事業補助金について上記金額を請求します。

内訳

基本単価(1時間延長事業)		内訳(①)	2時間以上実施時追加金額(追加単価×時間数)			合計 (①+②)
基本単価	追加単価(1時間当り)		追加時間数	内訳(②)		
常勤	処遇改善等加算の 加算率基礎分	内訳(①)	12%以上	57,100円	() 時間	円
	9%以上12%未満		56,100円	円		円
	6%以上9%未満		55,100円	円		円
	6%未満		53,100円	円		円
要非常勤数1人当たり52,230円		=	円×人	円×人	=	円
加算額 児童1人当たり5,000円		=	円×人	加算額 児童1人当たり600円	円×時間	円
小 計 A		円	小 計 B			合計 C(A+B)
						円
						延長保育料 D
						*調整金額 E
						*差額清算 F
						請求額 G(C-D-E+F)

*1 土曜日に開所していない園及び第2条第5号アただし書の規定により、保育士以外の者を配置している園については、別途調整を行う。

*2 別添：差額清算内訳書

別記第4号様式(第6条関係)

江 東 区 延 長 保 育 事 業 実 施 状 況 報 告 書(年度 月分)
年 月 日

江 東 区 長 殿

保育所名 _____

代表者名 _____

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
2時間延長							
1時間延長							

児童氏名 ふりがな クラス年齢 延長時間数 階層 保育料 備考 第3子免除	合	計
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		
11		
12		
13		
14		
15		
16		
17		
18		
19		
20		
21		
22		
23		
24		
25		

※ 0歳児から順に記載すること。

※ 延長時間数については、延長保育開始から60分までは1H、それ以降は2Hと記載すること。

※ 階層が未定の場合は、階層欄に階層未決定と記載すること。

※ 第3子免除に該当する場合は、第3子免除欄に○を記載すること。

※ 管外受託児については、備考に委託先を記入すること。

江 東 区 延 長 保 育 事 業 実 績 報 告 書 (年 度)

江 東 区 長 賤

年 月 日

保育所名

※第3子の延長保育料免除については、受託児童数欄に括弧書きで別掲してください。

階層	1時間延長児童		2時間延長児童		3時間以上延長児童数	
	受託児童数(人)	I人当たりの保育料(円)	受託児童数(人)	I人当たりの保育料(円)	受託児童数(人)	I人当たりの保育料(円)
A	0		0			
B1	0		0			
B2	200		400			
C1～3	700		1,400			
D1～3	1,000		2,000			
D4	3歳未満児	1,800	3,600			
	3歳以上児	1,600	3,200			
D5	3歳未満児	2,200	4,400			
	3歳以上児	1,600	3,200			
D6	3歳未満児	2,500	5,000			
	3歳以上児	1,600	3,200			
D7	3歳未満児	2,700	5,400			
	3歳以上児	1,800	3,600			
D8	3歳未満児	2,900	5,800			
	3歳以上児	1,900	3,800			
D9	3歳未満児	3,200	6,400			
	3歳以上児	2,100	4,200			
	3歳未満児	3,400	6,800			
D10	3歳児	2,200	4,400			
	4歳以上児	2,100	4,200			
D11	3歳未満児	3,600	7,200			
	3歳児	2,400	4,800			
	4歳以上児	2,100	4,200			
D12	3歳未満児	3,800	7,600			
	3歳児	2,500	5,000			
	4歳以上児	2,100	4,200			
D13	3歳未満児	4,000	8,000			
	3歳児	2,600	5,200			
	4歳以上児	2,100	4,200			
D14	3歳未満児	4,100	8,200			
	3歳児	2,600	5,200			
	4歳以上児	2,100	4,200			
小計	人(a)	円(b)	人(b)	円(b)	人(c)	円(c)

階層	1時間延長児童		2時間延長児童		3時間以上延長児童	
	受託児童数(人)	1人当たりの保育料(円)	収取額(円)	受託児童数(人)	1人当たりの保育料(円)	収取額(円)
D15 3歳未満児	4,300			8,600		
	3歳児	2,600		5,200		
D16 4歳以上児	2,100			4,200		
	3歳未満児	4,500		9,000		
D17 3歳児	2,600			5,200		
	4歳以上上児	2,100		4,200		
D18 3歳未満児	4,600			9,200		
	3歳児	2,600		5,200		
D19 4歳以上上児	2,100			4,200		
	3歳未満児	5,000		10,000		
D20 3歳児	2,600			5,200		
	4歳以上児	2,100		4,200		
D21 3歳未満児	5,700			11,400		
	3歳児	2,600		5,200		
D22 4歳以上上児	2,100			4,200		
	3歳未満児	6,200		12,400		
D23 3歳児	2,600			5,200		
	4歳以上児	2,100		4,200		
D24 3歳未満児	6,700			13,400		
	3歳児	2,600		5,200		
D25 4歳以上上児	2,100			4,200		
	3歳未満児	7,000		14,000		
D26 3歳児	2,700			5,400		
	4歳以上上児	2,200		4,400		
D27 3歳未満児	7,400			14,800		
	3歳児	2,700		5,400		
D28 4歳以上上児	2,200			4,400		
	3歳未満児	7,700		15,400		
D29 3歳児	2,700			5,400		
	4歳以上児	2,200		4,400		
小計	人(d)	円(D)	人(e)	円(E)	人(f)	円(F)
合計				人(a+b+c+d+e+f)		円(A+B+C+D+E+F)

別記第6号様式(第9条関係)

第 号
年 月 日

殿

江東区長 印

江東区延長保育事業費補助決定取消通知書

年 月 日付 第 号により交付決定した江東区延長保育事業費補助金については、下記のとおり交付決定の(全部・一部)を取り消すことを決定しましたので通知します。

記

1 取消し内容

2 取消し理由

別記第1号様式（第4条関係）

別記第2号様式（第4条関係）

別記第3号様式（第6条関係）

別記第4号様式（第6条関係）

別記第5号様式（第6条関係）

別記第6号様式（第9条関係）